

特定非営利活動法人 任意後見ネットワーク 会則

(定款の内、第一章 総則、第二章 会員の項に準拠・平成14年12月9日制定、平成15年3月14日、平成20年12月2日定款第5条の事業内容追加)

第1条(名称) この法人は、特定非営利活動法人 任意後見ネットワーク
(以下 この法人)愛称「やすらぎ・ねっと」と称する。

第2条(事務所)この法人は、本部・事務局を大阪市平野区喜連6-1-49
に置く。

第3条(目的)この法人は、自己の人生を自立的に全うするに必要な、
死後事務処理の受託、遺言執行、事理弁識処理(判断力)が不十分と
なった際の生活支援、後見、後見監督業務の受託及び高齢者
介護などの事業を行い、社会的弱者の人権擁護を図るとともに、
文化的で快適な生活と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条(事業)この法人は、前条の目的を達成するために、定款第5条に定めた
特定非営利活動事業に係る任意後見契約に基づく財産管理、生活支援
福祉、医療支援等はじめ、意思葬の執行、死後事務受託業務等
(葬儀等負担付死因贈与契約という。)遺言執行業務を行う。

2 法定後見業務受任及び法定後見人への支援業務

3 緩和ケア受診者、治療者(患者)等への財産管理・生活支援・医療支援等
それらの支援業務の人材育成、及び緩和ケア事業者との連携業務

4 福祉サービス第三者評価業務

第4条(会員の種別)この法人の会員は、つぎの3種類とし、正会員をもって
特定非営利活動促進法上の社員とする。

○正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人または団体、

○一般会員(活動会員)この法人の事業のもと、「後見アドバイザー」、
及び「専門アドバイザー」として活動するために入会し、
また利用できる個人

(やすらぎ会員)この法人の事業等を利用するために入会
した個人

○賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または団体

第5条(入会)正会員、一般会員または賛助会員として入会しようとするものは、
入会申込書を理事長に提出し、理事長に提出し理事長の承認を
得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、理由が
ない限り、認めるものとする。ただし、入会を認めない場合は、
理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第6条（入会金及び会費）会員は次に定める、入会金および会費を納入しなければならない。

○正会員 入会金 50,000円 年会費 5,000円

○一般会員（活動会員・やすらぎ会員）

入会金 10,000円 年会費 1,000円

○賛助会員 入会金 50,000円 年会費 5,000円

第7条（退会）会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が 次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

会員が死亡し、又は 賛助会員の団体が消滅したとき。

会費を一年以上納入しないとき

第8条（除名）会員が、次の各のいずれかに該当する場合には、総会において、総数3分の2以上の議決により これを除名することができる。ただし、その会員にたいし、議決まえに弁明の機会を与えねばならない。

この法人の定款、活動会員倫理規定、会則等に違反したとき

「個人情報」・「法人情報」等を他の者に漏洩した場合

この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をなしたとき

第9条（抛出金品の不返還）会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第10条（会計）会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条（会則の変更）本会則の変更は、総会での正社員の承認を経て決定する。

（附則） 1、この法人の愛称を「NPO やすらぎ・ねっと」とする。

2、この会則は、平成14年度 臨時総会での正会員の承認により施行される。

3、一般会員また賛助会員に向け、講演会、連絡会を随時 開催する。

以上

○ 入会申込書（別紙） 送付先：

郵便番号 547-0027 大阪市平野区喜連6-1-49

特定非営利活動法人 任意後見ネットワーク

○ 入会金・年会費の振込み先

郵便局 振替口座 00960-0-57520

特定非営利活動法人 任意後見ネットワーク